

武器使用 要件を緩和

気球撃墜 国民保護や空路保安

防衛省は16日、日本の領空に侵入した外国の気球などへの武器使用の要件を緩和する方針を示した。これまで自衛隊法84条に基づき「正当防衛」か「緊急避難」の場合に限っていたが、「地上の國民の生命・

財産」や「航空路を飛行する航空機の安全」などを守るために、「正当防衛や緊急避難にあたらないても使用を認める。

自衛隊法84条は、外国の航空機が領空に侵入した場合、「必要な措置を講じる」と定めている。防衛省は改めて気球など無人偵察用気球であると強く推定される」と発表し

た。防衛省は改めて武器使用による。その際の武器の使用について、「正当防衛」と「緊急避難」の場合に限られていたが、「中国から」根拠は

れていたのは、領空侵犯した有人の軍用機だったが、2月に入って、米国は中国の気球を撃墜。14日には防衛省が2019～21年に日本領空内で確認された気球型の飛行物体は「中国の

飛行を阻害するといった危険性があると判断。正当防衛や緊急避難に該当しない場合であっても、地上の国民の生命・財産の保護や、航空路を飛行する航空機の安全の確保といった目的のため、武器を使用することができるとした。

ただ、防衛省の担当者は、國民の生命・財産の保護や航空機の安全確保が必要な状況について、「個別具体的に適切に判断していく」と述べるとともに、詳しい説明は避けた。外国の気球などを撃墜した場合、無人の気球や飛行船は、危険な物を搭載している可能

性があり、警告などに従うことなく領空を漂い続ける特徴がある。そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害するといった危険性があると判断。正当防衛や緊急避難に該当しない場合であっても、地上の国民の生命・財産の保護や、航空路を飛行する航空機の安全の確保といった目的のため、武器を使用することができるとした。

井筒俊司・航空幕僚長は16日の記者会見で、「航空自衛隊の戦闘機から空対空ミサイルを発射するなどの手段で、気球の破壊は可能なと考えている」と述べた。

ただ、防衛省の担当者は、國民の生命・財産の保護や航空機の安全確保が必要な状況について、「個別具体的に適切に判断していく」と述べるとともに、詳しい説明は避けた。外国の気球などを撃墜した場合、無人の気球や飛行船は、危険な物を搭載している可能

性があり、警告などに従うことなく領空を漂い続ける特徴がある。そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害するといった危険性があると判断。正当防衛や緊急避難に該当しない場合であっても、地上の国民の生命・財産の保護や、航空路を飛行する航空機の安全の確保といった目的のため、武器を使用することができるとした。

井筒俊司・航空幕僚長は16日の記者会見で、「航空自衛隊の戦闘機から空対空ミサイルを発射するなどの手段で、気球の破壊は可能なと考えている」と述べた。

ただ、防衛省の担当者は、國民の生命・財産の保護や航空機の安全確保が必要な状況について、「個別具体的に適切に判断していく」と述べるとともに、詳しい説明は避けた。外国の気球などを撃墜した場合、無人の気球や飛行船は、危険な物を搭載している可能